

○総務省告示第二百五十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改める。

平成二十八年六月二十日

総務大臣 山本 早苗

第一項中「適合表示無線設備」の下に「（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四項の次に次の一項を加える。

十五 無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。）による改正前の設備規則の規定に適合する無線設備であつて、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

